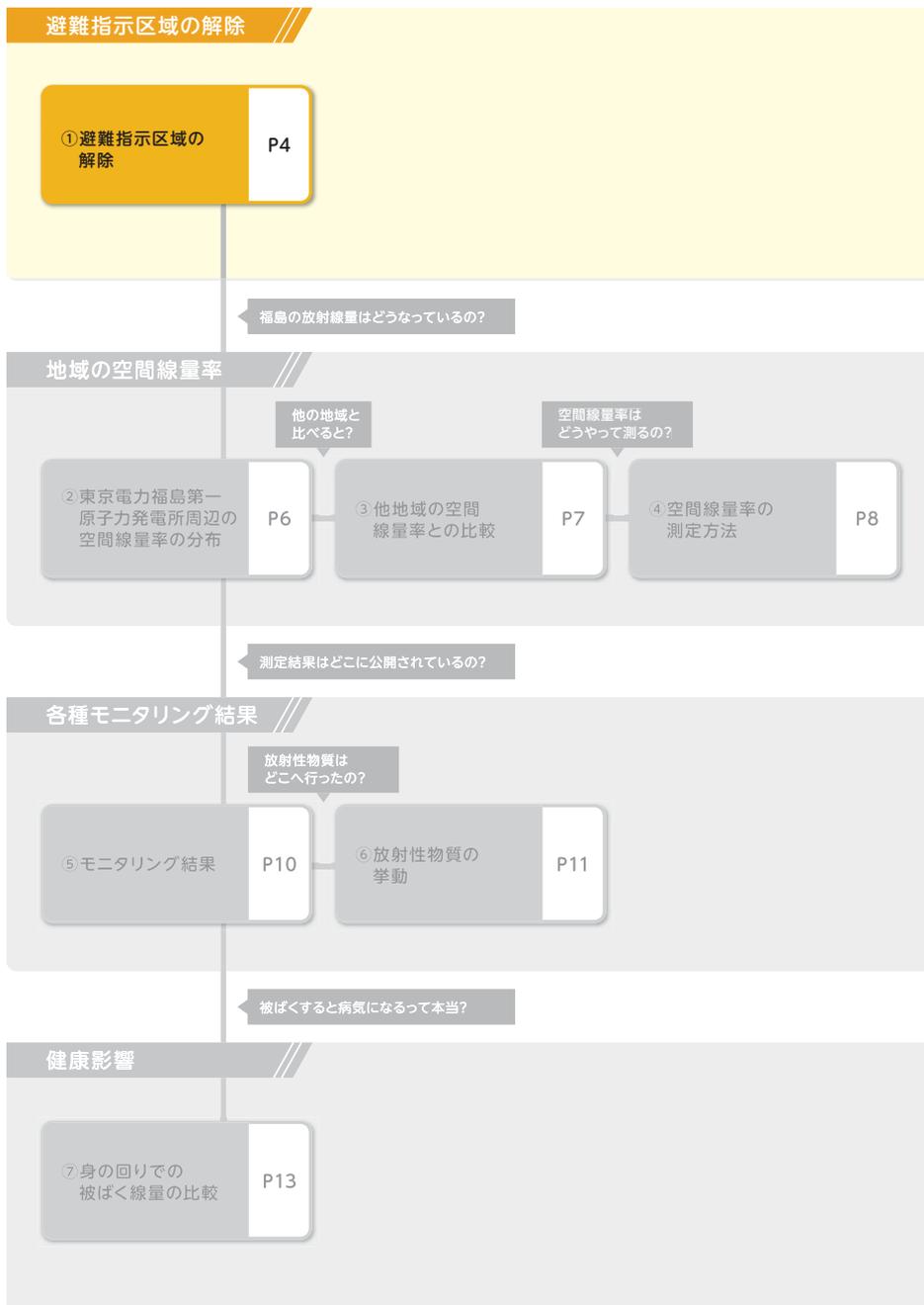




テーマ 避難指示区域の解除

国や自治体による除染やインフラ復旧、生活基盤の再生への取組が進められたことに伴い、平成26年から始められた避難指示区域解除の経緯をまとめています。避難指示解除の要件についてもふれています。





① 避難指示区域の解除

東京電力福島第一原子力発電所事故後、周辺地域に避難指示が出されました。避難指示区域には居住することができず、住民の方々は避難生活を余儀なくされました。年月の経過とともに線量が低下し、現在では、帰還困難区域を除く全ての地域の避難指示が解除されています。また、帰還困難区域の一部地域の避難指示も解除されています。

● 避難指示区域の解除



○各市町村における避難指示区域解除の経緯

2014年4月1日	田村市	避難指示解除準備区域の解除
10月1日	川内村	避難指示解除準備区域の解除 居住制限区域から解除準備区域へ
2015年9月5日	楢葉町	避難指示解除準備区域の解除
2016年6月12日	葛尾村	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
6月14日	川内村	避難指示解除準備区域の解除
7月12日	南相馬市	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
2017年3月31日	飯館村、川俣町、浪江町	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
4月1日	富岡町	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
2019年4月10日	大熊町	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
2020年3月4日	双葉町	避難指示解除準備区域の解除 双葉駅周辺の一部地域の解除
3月5日	大熊町	大野駅周辺の一部地域の解除
3月10日	富岡町	夜ノ森駅周辺の一部地域の解除
2022年6月12日	葛尾村	特定復興再生拠点区域の解除
6月30日	大熊町	特定復興再生拠点区域の解除
8月30日	双葉町	特定復興再生拠点区域の解除

第58回原子力災害対策本部（2022年7月26日）等より作成

避難指示解除の要件は、①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であること②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること③県、市町村、町民との十分な協議とされています。

避難指示等の詳細は令和4年度版 下巻 109、111ページを参照